

新型コロナウイルス感染防止のための埼玉県立大学の対応について

2021年10月1日現在

【危機対応の考え方】

現在の警戒レベル「3」

警戒レベル	警戒レベルの考え方
0	—
0.5	○ 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において散発的な感染が見られるものの、教職員や学生が感染する可能性は小さいと判断される場合
1	○ 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において継続的な感染が見られ、教職員や学生が感染する可能性が生じている場合
2	① 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）において継続的な感染拡大が見られる場合 ② 埼玉県又は文部科学省から教育機関に対し感染対策の徹底などの要請があり、または要請がなされる可能性がある場合 ③ その他、教職員や学生が感染する可能性が高まっている場合
3	① 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域に指定され、又は指定される可能性がある場合 ② その他、教職員や学生が感染する可能性が著しく高まっている場合
4	① 埼玉県から本学に対する休校要請があった場合 ② 大学内でクラスターが発生するなど、本学における感染拡大の可能性が大きいと判断される場合 ③ その他、本学の業務を継続することができなくなったと認められる場合

【分野別対応方針】

分野	対応方針
教育活動 （講義・演習・実験／実技、臨地実習等）	感染防止措置の上 ・対面と遠隔を併用して授業を実施 ・対面授業を行う場合は、教務ガイドラインに従って実施 ・臨地実習は可能な限り実施（実習先と調整） 詳細は、「埼玉県立大学教育活動指針」を参照
研究活動	感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を実施 （参考：「新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動指針(2021.8.2改定)」）
学生の課外活動 （サークル等）	学内における「屋外」「屋内」活動の一部を許可（10/1から適用） （詳細は、「課外活動（サークル等）実施における基本方針」を参照）
地域産学連携活動	学内で実施する講座研修等の事業は、教育活動の対応に準拠して実施しているが、感染拡大が再燃している状況を勘案し、学内で行う一般市民向け対面事業については、当面の間オンライン方式とする。一般市民向け以外の講座研修等についても、オンラインを原則としているが、対面で行うことが真に必要な事業については、今まで以上に感染予防の強化を図る。（講座開催2週間前からの健康観察票の提出）
学生の入構	不必要な入構を控えること、入構した場合は構内滞在は必要な最短時間とすることを基本に、時間割、履修者数、教室収容定員の2分の1の原則等に基づき、一定の入構人数の総量規制を行った上で入構が許可される。